

日本年金機構の中期目標 新旧対照表

中 期 目 標 (案) (第2期)	中 期 目 標 (第1期)
前文 日本年金機構は、<u>かつての社会保険庁が起こした様々な問題により、公的年金の業務運営に対する国民の不信を招き、その結果、新たな年金業務の担い手として設立された法人である。したがって、日本年金機構になって生まれ変わった、サービスが良くなったと国民から評価される組織とならなければならない。</u> <u>日本年金機構は、これまで、年金の業務運営に対する国民の信頼回復という重責を果たすため、年金記録問題への対応に全力を注いできたが、第2期中期目標においては、年金記録問題の解決に向けて引き続き必要な対応を行っていくとともに、日本年金機構の基幹業務である、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行い、国民にとって真に喜ばれる、質の高い業務運営に取り組むことを求める。</u> <u>具体的には、従来からの懸案事項である国民年金保険料の収納対策や厚生年金保険・健康保険の適用となる可能性のある事業所（適用調査対象事業所）の的確な把握及び適用促進に力を注ぐとともに、年金記録の正確な管理の徹底や事務処理誤りの要因分析等を行い、間違いのない正確な年金の給付に努めることとされたい。</u> <u>また、年金業務に対する国民の信頼回復という観点から、正確な事務処理と併せて、国民の視点に立ったサービスの向上が求められており、これまでも出来る限り国民のニーズに応えるべく、様々な取組を行ってきたが、今後も国民の声を幅広く聴き、着実にサービス向上につなげるよう、取り組まれたい。</u> <u>さらに、中期目標期間中に実施が予定されている様々な年金制度改正に円滑かつ確実に対応するほか、国民の公的年金制度に対する正しい理解を促進させるため、地域、企業、教育の場等における制度の周知、情報提供にも努められたい。</u> <u>そのためには、日本年金機構の設立当時には想定されていなかった制度改正等による業務の増加に対応するための体制の整備は重要であり、既存業務の合</u>	前文 日本年金機構は、<u>社会保険庁が様々な問題を起こし国民の不信を招いたという反省の上に立ち、日本年金機構になって生まれ変わった、サービスが良くなったと国民から評価される組織とならなければならない。</u> <u>このため、日本年金機構においては、「国家プロジェクト」である年金記録問題への対応に全力を挙げる必要がある。国民の老後生活等の支柱である公的年金制度の業務運営について、国民目線に立った不断の改善を行い、その結果を積極的に公表し、透明性の高い業務運営に取り組むことを求める。</u> <u>その際、国民目線のサービス改善を図る観点から、国民の皆様からのご意見・ご要望や、お客様とじかに接する年金事務所等第一線の職員の意見を積極的に吸収し、業務運営に反映させるよう努められたい。日本年金機構の発足は、国民の信頼確保に向けた組織改革である。発足当初の3か月は、まずは発足に伴う混乱の回避と円滑な移行に最大限注力されたい。そして、平成22年度以降は、サービス向上に向け、職員の士気高揚・組織の活性化を通じた本格的な取組を優先順位を付けて計画的に進められたい。</u> <u>日本年金機構は、厚生労働省と緊密な意思疎通を図り、共同して業務に取り組むことが必要である。公的年金の制度設計に関しても、業務運営を担う立場として、その改善点等について、厚生労働省に対し積極的に提案を行うことを期待する。</u> <u>日本年金機構が策定する中期計画及び年度計画においては、この中期目標を達成するために、諸外国における類似機関の取組事例も参考にしながら、できる限り具体的かつ定量的な目標を掲げて取り組むことを求める。</u> <u>最後に、日本年金機構は公的年金事業という国民にとって極めて重要な業務を担っていることにかんがみ、職員一人ひとりが使命感と誇りを持って職務に全力で取り組むよう望む。</u>

<u>理化・効率化を図りつつ、各業務の実施に取り組まれない。</u> <u>また、公的年金の制度設計と業務運営は正に両輪の関係であり、公的年金の制度設計に関しても、日本年金機構は業務運営を担う立場として、その改善点等について積極的に提案を行うことを期待するとともに、厚生労働省と緊密な意思疎通を図り、共同して業務に取り組むことを望む。</u> 最後に、日本年金機構は公的年金事業という国民にとって極めて重要な業務を担っていることにかんがみ、職員一人ひとりが使命感と誇りを持って職務に全力で取り組むよう望む。	
<u>第1 中期目標の期間</u> ○ <u>日本年金機構の中期目標期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年とする。</u>	<u>1 中期目標の期間</u> ○ <u>日本年金機構の中期目標の期間は、平成22年1月1日から平成26年3月31日までの4年3か月とする。</u>
後述の第2の1. の(4)へ	<u>2 年金記録問題への対応</u> ○ <u>国においては、年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置付け、その早期解決に向け、平成22年度及び平成23年度の2年間に集中的に予算・人員を投入して取り組み、平成25年度までの間に多角的に取り組むこととしている。日本年金機構においては、厚生労働省と緊密に連携して、年金記録問題への対応を当面の最重要課題として取り組むこと。</u> ○ <u>年金記録問題の解決に向けては、厚生労働省に設置されている外部有識者による委員会等の議論も踏まえ、以下の事項について、計画的に取り組むこと。</u> <u>・年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明</u> <u>・基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明</u> <u>・受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携</u> <u>・年金記録情報総合管理・照合システム（コンピュータ記録と電子画像化した紙台帳の検索を一体的に行う機能、突合せ結果を管理する機能等を有するシステム）によるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ</u> <u>・年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備</u> <u>・標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明・迅速な記録回復</u> <u>・ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入情報の提供</u>

	・ <u>その他年金記録問題の解決に向けて取り組むことが必要な事項</u>
<u>第2 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u> <u>1. 政府管掌年金事業の円滑な実施</u> <u>(1) 国民年金の適用促進及び保険料収納対策</u> ○ 国民年金の適用を促進すること。 ○ <u>国民年金保険料については、現在の納付率はなお低水準にとどまっております、速やかな引き上げが求められる。このため、収納対策について、以下の目標達成を図ること。</u> ・ <u>最終納付率について、現年度納付率からの伸び率を従来以上に確保する。</u> ・ <u>現年度納付率については、毎事業年度、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、前年実績を上回るよう努める。</u> ○ <u>このため、保険料納付のメリットについて理解を深めることなどによって自ら進んで納付する者を増やすとともに、負担能力の無い者に対しては確実に免除・猶予を適用することとした上で、さらなる強制徴収の強化に取り組むこと。</u> ○ <u>なお、適用促進及び収納対策の推進に当たっては、法定受託事務を担当する市区町村をはじめ、関係機関や事業主との協力・連携に十分留意すること。</u> 後述の1. の(2)に記載。	<u>3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u> <u>(1) 適用事務に関する事項</u> ○ 国民年金の適用を促進すること。 ○ <u>厚生年金保険等の適用については、未適用事業所を把握の上、促進すること。</u> <u>(2) 保険料等収納事務に関する事項</u> ○ <u>国民年金制度への理解と信頼を深め、保険料の納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させるよう努めること。</u> <u>また、厚生年金保険等の保険料について、未適用事業所の適用を進めつつ、収納の確保を図ること。</u> <u>その際、市町村や公共職業安定所等との効果的な連携に努めること。</u>
前述の1. の(1)に記載。 <u>(2) 厚生年金保険・健康保険等の適用促進及び保険料徴収対策</u> ○ <u>厚生年金保険・健康保険等の適用促進については、毎事業年度、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画に基づき、効果的・効率的に推進すること。特に、法人登記簿情報その他の情報の活用により把握した適用調査対象事業所に対する加入指導等に、集中的に取り組むこと。</u> ○ <u>厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策については、毎事業年度、数</u>	

<u>値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、収納の確保を図ること。また、口座振替実施率及び厚生年金保険等の収納率については、毎事業年度の収納率が前事業年度の当該率と同等以上の水準の確保に努めること。</u>	
(3) <u>年金給付事務</u> ○ <u>年金給付事務について所要日数や正確性に関する目標を定め、当該目標の達成に向け、年金給付の迅速な決定及び正確な給付に努めること。</u> ○ <u>年金給付関係の事務処理誤りが依然として発生している状況を踏まえ、要因分析を十分に行い、再発防止に向けた取組と正確な事務に努めること。</u> ○ <u>申請忘れ、申請漏れの方を極力少なくするための実効ある取組を進めること。</u>	(3) <u>給付事務に関する事項</u> ○ <u>給付事務について所要日数や正確性に関する目標を定め、当該目標の達成に向け、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努めること。</u> ○ <u>申請忘れ、申請漏れの方を極力少なくするための実効ある取組を進めること。</u>
(4) <u>年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止</u> ○ <u>国民からの年金記録に関する申出等に速やかに対応できるように、事務処理体制を確保しつつ、必要な対応を適切に行うこと。</u> ○ <u>記録問題の再発防止及び年金記録の正確な管理の徹底等のため、以下の事項について取り組むこと。</u> ・ <u>ねんきん定期便や「ねんきんネット」により、年金個人情報を提供し、自身による年金記録の確認を促進すること。特に、「ねんきんネット」については、その利用促進を図りつつ、機能の一層の充実に努めること。</u> ・ <u>基礎年金番号の重複付番の解消及び新規発生の防止に努めること。</u> ・ <u>入力誤りを防止するため、市区町村や事業所からの届出等の電子（媒体）化を促進し、効率的で正確性の高い事務処理を推進すること。</u> ・ <u>厚生年金基金の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の情報を定期的に厚生年金基金に提供すること。</u>	2 <u>年金記録問題への対応</u> 【再掲】 ○ <u>国においては、年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置付け、その早期解決に向け、平成 22 年度及び平成 23 年度の 2 年間に集中的に予算・人員を投入して取り組み、平成 25 年度までの間に多角的に取り組むこととしている。日本年金機構においては、厚生労働省と緊密に連携して、年金記録問題への対応を当面の最重要課題として取り組むこと。</u> ○ <u>年金記録問題の解決に向けては、厚生労働省に設置されている外部有識者による委員会等の議論も踏まえ、以下の事項について、計画的に取り組むこと。</u> ・ <u>年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明</u> ・ <u>基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明</u> ・ <u>受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携</u> ・ <u>年金記録情報総合管理・照合システム（コンピュータ記録と電子画像化した紙台帳の検索を一体的に行う機能、突合せ結果を管理する機能等を有するシステム）によるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ</u> ・ <u>年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備</u> ・ <u>標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明・迅速な記録回復</u> ・ <u>ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入情報の提供</u>

	・ <u>その他年金記録問題の解決に向けて取り組むことが必要な事項</u>
<u>(５) 事務処理の正確性の確保</u> ○ <u>事務処理の正確性を確保するため、事務処理誤りの未然防止や再発防止の取組を推進すること。</u>	—
<u>(６) 年金相談、情報提供等</u> ○ <u>制度改正に対応しつつ、国民が利用しやすい相談体制の整備、国民の視点に立った懇切丁寧な対応や来所相談における適正な待ち時間、電話相談における適正な応答率の確保に努めること。</u> ○ <u>市区町村や社会保険労務士会との連携強化を図り、年金相談の充実に努めること。</u> ○ <u>公的年金事業に関する国民の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供を行うこと。また、ねんきんネットサービス等により、年金個人情報の提供の充実を図ること。</u> ○ <u>公的年金制度に対する理解の促進を図るため、地域、企業、教育の場等における制度の周知、情報提供に努めること。また、年金委員の活用や社会保険労務士会、市区町村等と連携し、年金制度に関する情報提供に努めること。</u>	<u>(４) 相談、情報提供等に関する事項</u> ○ <u>国民が利用しやすい相談体制の整備、国民の視点に立った懇切丁寧な対応や他の相談機関の適切な紹介、来所相談における待ち時間の短縮、電話相談における応答率の向上に努めること。</u> ○ <u>市町村や社会保険労務士との連携強化を図り、年金相談の充実に努めること。また年金委員をはじめとする市民との連携協力に努めること。</u> ○ <u>公的年金事業に関する国民の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供を行うこと。また、インターネットの活用等による年金個人情報提供の提供を図ること。</u>
<u>(７) 国民サービスの向上</u> ○ <u>国民の声を的確に把握・分析・公表し、その内容を業務運営に反映させ、国民サービスの向上に努めること。また、国民の声を直接伺う年金事務所の意見をサービス改善に反映させること。</u> ○ <u>サービス改善の取組状況を客観的に評価するための顧客満足度調査や覆面調査などを実施し、その結果を分かりやすく国民にお知らせすること。また、顧客満足度を示す指標を設定し、サービス改善に努めること。</u>	<u>(５) 国民の声を反映させる取組に関する事項</u> ○ <u>国民の声を的確に把握・分析するとともに、これを具体的なサービス改善につなげるための多様な仕組みを開発・導入すること。</u> <u>その際、国民の声を直接伺う年金事務所等の職員の意見をサービス改善に反映させるよう具体的な取組を行うこと。また、国民の声の分析結果を公表すること。</u> ○ <u>サービス改善の取組状況を客観的に評価するための覆面調査などを実施し、その結果を分かりやすく国民にお知らせすること。また、顧客満足度を示す指標を設定し、サービス改善に努めること。</u>
<u>(８) ICT化の推進</u> ○ <u>国民の利便性の向上と事務の効率化を図るとともに、事務の正確性を確保するため、ICT（情報通信技術）を活用し、以下の事項について取り組むこと。</u> ・ <u>電子（媒体）申請の利用の促進</u>	<u>(６) 電子申請の推進に関する事項</u> ○ <u>業務効率化、業務品質の向上及び利便性の向上を図る観点から、社会保険関係の主要手続について、電子申請の利用を促進するための取組を推進すること。</u>

・「ねんきんネット」等のＩＣＴを活用した届書作成支援及び年金記録等の情報提供の推進 ・社会保障・税番号制度の施行による情報提供ネットワークを活用した取組の推進	
2. 年金制度改正等への対応 ○ 予定されている年金制度改正や社会保障・税番号制度導入について、必要な体制を整備し、円滑かつ確実に実施すること。	—
第3 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務運営の効率化 (1) 効率的な業務運営体制 ○ 常に業務手順の点検等を行い、業務の合理化・効率化を図るとともに、標準化を進めること。 ○ 国民の声や年金事務所等の職員の意見をサービスや業務の改善に反映させるよう具体的な取組を行うこと。 ○ 届出入力等の事務について、都道府県域を越えた広域集約化に向けた事務処理体制の検討を行うとともに、年金事務所の利便性等を踏まえた適正な配置の観点から、必要に応じ、再配置の実施を検討すること。	4 業務運営の効率化に関する事項 (1) 効率的な業務運営体制に関する事項 ○ 常に業務手順を点検し、業務の合理化・効率化を図るとともに、標準化を進めること。 ○ 届出入力等の事務について、都道府県域を越えた広域集約化に向けた準備を進めるとともに、年金事務所の配置のあり方など、体制の見直しに着手すること。
(2) 運営経費の抑制等 ○ 人員体制については、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（平成20年7月29日閣議決定）（以下「基本計画」という。）に基づき、合理化・効率化を進めること。 その際、併せて、中期目標期間中に実施が予定されている年金制度改正等のうち、基本計画策定時には想定されていなかった新たな業務については、<u>不断の合理化・効率化に努めつつ、当該業務を着実に実施できる体制とすること。</u> なお、人件費については、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進めること。 ○ 中期目標期間の最後の事業年度において、平成25年度と比べて一般管理費（人件費、介護保険料徴収等に係る義務的な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）は15%程度、業務経費（年金記録問題対策経費、受給者	(2) 運営経費の抑制等に関する事項 ○ 人員体制については、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（平成20年7月29日閣議決定）（以下「基本計画」という。）に基づき、合理化・効率化を進めること。<u>ただし、年金記録問題の解決が早急かつ確実にできる体制とすること。</u>なお、人件費については、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進めること。 ○ 中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成22年度比での削減目標をそれ

に送付する源泉徴収票送付等に係る義務的な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。) <u>は 5%程度の額の節減を目指し、業務の効率化を進めること。</u>	<u>ぞれ設定し、業務の効率化を進めること。</u>
(3) <u>外部委託の推進</u> ○ 基本計画に基づき、外部委託を推進するとともに、委託業務の品質の維持・向上を図ること。	(3) <u>外部委託の推進に関する事項</u> ○ 「基本計画」に基づき、外部委託を推進するとともに、委託業務の品質の維持・向上を図ること。
(4) <u>契約の競争性・透明性の確保等</u> ○ 契約の性質に応じた適正かつ合理的な契約方法の活用、調達案件の厳正な審査・点検の実施等により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努めること。	(5) <u>その他業務運営の効率化の取組に関する事項</u> ○ 契約の性質に応じた適正かつ合理的な契約方法の活用、調達案件の厳正な審査・点検の実施等により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努めること。
2. <u>社会保険オンラインシステムの運用・開発、見直し</u> ○ <u>社会保険オンラインシステムについて、ITガバナンスの確立に取り組むこと。また、現行システムの適切かつ確実な運用、制度改正や業務改善に対応した開発に取り組むこと。</u> ○ 「<u>公的年金業務の業務・システム最適化計画(平成23年3月厚生労働省)</u>」の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組むこと。	(4) <u>社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項</u> ○ <u>新たな年金制度の検討状況を踏まえつつ、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月 厚生労働省)の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組むこと。</u>
第4 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項 (1) <u>内部統制システムの有効性の確保</u> ○ <u>コンプライアンス確保やリスクの未然・再発防止を重視し、問題事案の発生原因の検証や内部監査機能の充実・改善を図るなど内部統制の仕組みが有効に機能するための取組を推進すること。</u> ○ 国民からの申請書類など重要文書として指定するものは永年保存するなど文書の原本管理・保管を徹底すること。<u>また、保存文書の効率的活用のため、電子データ化を含め、適正に管理・保管すること。</u>	5 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項 (1) <u>内部統制システムの構築に関する事項</u> ○ <u>コンプライアンス確保やリスクの未然・再発防止を重視した内部統制の仕組みを構築すること。</u> ○ 国民からの申請書類など重要文書として指定するものは永年保存するなど文書の原本管理・保管を徹底すること。
(2) <u>人事及び人材の育成</u> ○ 正規職員採用や幹部職員人事を本部で一括して行い、組織の一体感の醸成に努めること。正規職員については、全国異動を基本とするキャリアパターンの<u>確立を進めること。</u>	(3) <u>人事及び人材の育成に関する事項</u> ○ 正規職員採用や幹部職員人事を本部で一括して行い、組織の一体感の醸成に努めること。正規職員については、全国異動を基本とするキャリアパターンを<u>確立すること。</u>

○ <u>能力・実績本位の人材登用を進めること。</u> ○ <u>組織目標に掲げられた事項への取組成果を適正に評価できる人事評価制度の運用を図ること。また、必要な制度改善を図ること。</u> ○ <u>公的年金業務を担う職員としての自覚を持ち、職員一人ひとりがそれぞれの役割に応じた能力を備えた人材の育成を図るとともに、職員の専門性を向上させるための研修・教育の充実を図ること。</u>	○ <u>年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用や給与体系等の確立を図ること。</u> ○ <u>「お客様の立場に立ったサービス提供」「コスト意識・無駄排除」「業務改善」「現状把握・情報公開」「コミュニケーション能力の向上」といった取組が適正に評価される人事評価制度を導入すること。</u> ○ 職員の専門性を向上させるための研修・教育の充実を図ること。
<u>(3) 情報公開の推進</u> ○ 業務運営の状況や報酬をはじめとする役員に関する情報等を、国民の視点に立って、年次報告書（アニュアルレポート）その他の分かりやすい方法で広く公開すること。 ○ <u>不適正事案や事務処理誤りなどの事案について、事案の重要性等に応じ、速やかに公表するとともに、定期的に発生状況等を情報提供すること。</u>	<u>(2) 情報公開の推進に関する事項</u> ○ <u>他国の先進事例等も参照し、業務運営の状況や報酬をはじめとする役員に関する情報等を、国民の視点に立って、年次報告書（アニュアルレポート）その他の分かりやすい方法で広く公開すること。</u> ○ <u>年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況等について、週次、月次等定期的に情報提供すること。</u> ○ <u>不適正事案や事務処理誤りなどについて、率先して調査し、迅速に情報公開すること。</u>
<u>(4) 個人情報の保護</u> ○ 職員に対し、個人情報保護の重要性についての徹底を図ること。個人情報に関するセキュリティ対策を講じ、個人情報の保護・管理に万全を期すこと。	<u>(4) 個人情報の保護に関する事項</u> ○ 職員に対し、個人情報保護の重要性についての徹底を図ること。個人情報に関するセキュリティ対策を講じ、個人情報の保護・管理に万全を期すこと。